

年末調整・確定申告のための控除証明書データの取得について

データ取得は2つの方法があります。ご契約の保険会社等がいずれの方式を採用しているかは、次のQRコードからご確認ください。

マイナポータル連携可能な控除証明書等発行主体一覧

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/list.htm>

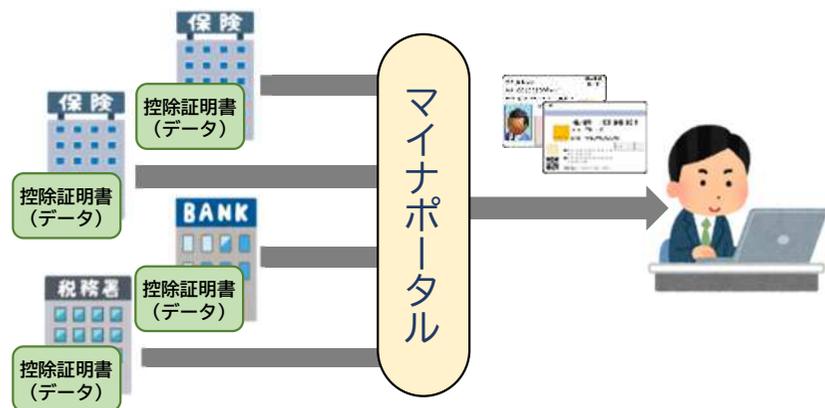


保険料に係る電子控除証明書の発行主体一覧

https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho_06.htm



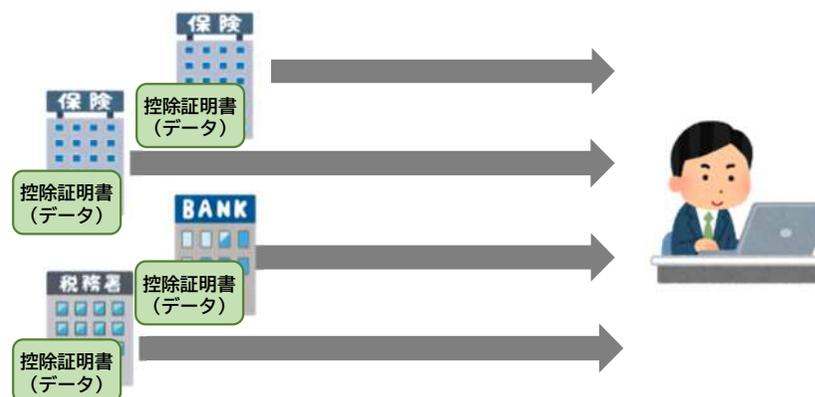
A マイナポータル連携により一括取得 (3～5ページ)



電子申告開始直後に、マイナンバーカードを利用して控除証明書等データを一括取得し、自動入力します。

- 複数の保険会社等の情報を一括取得・自動入力
- 保険会社等との連携設定を行えば翌年以降設定不要
- × マイナポータル、民間送達サービスの開設など事前準備が必要

B 保険会社等のHPやマイページからの取得 (6ページ)



- マイナンバーカードを持っていない従業員でも可能
- × 複数の保険会社等に毎年アクセスが必要
- × ダウンロード後、年調ソフトへのアップロードが必要

※ 申告に必要です。不明な場合はご確認ください。
※ 受取人氏名の記載がない証明書データがありますが、

紙媒体での証明書について（従来の提出方法）

ご契約の保険会社等が電子交付に対応していない場合、保険会社等から送付されている控除証明書ハガキ等の内容を「オフィスステーション年末調整」に入力します。

なお、電子データの連携は必須ではありませんので紙媒体でご提出いただいても差支えはありません。

団体保険について

共済組合・仁心会・総務課の法定外控除で団体保険（グループ保険）に加入している方は電子的控除証明書の発行は出来ませんので、紙媒体の証明書が10月中に配布されます。

なお、この団体保険分のうち、昨年控除申告がある分については、人事課で事前にデータ取込を行う予定です。
データ取込済の分は、入力や証明書の提出が不要となります。

生命保険料控除証明書 (一般用)	
証明年度	令和〇年
保険期間	終身
ご契約者	国税 太郎
適用制度	旧制度
証明額	XXXXXX円
	⋮

※ 申告には必要です。不明な場合はご確認ください。
※ 受取人氏名の記載がない証明書がありますが、

A マイナポータル連携による取得 ①

- マイナンバーカード（搭載された電子証明書が有効期限内のもの）が必要
- 複数の保険会社等の証明書データを一括で取得、自動入力可能

【手順1】 マイナポータルの開設（登録）

マイナポータル（右のQRコード）の「やること」から
利用者登録を行います。URL：<https://myna.go.jp>

※マイナンバーカードの読取り用ICカードリーダーライター（又は対応スマートフォン）が必要です。

マイナポータル
（トップ）



【手順2】 マイナポータル（外部サイトとの連携）で以下のサービスとの連携を設定します。

- 控除証明書、年末残高証明書・・・「e-私書箱」又は「MyPost」
（4ページへ）

どのサービスと連携するかは、こちらをご確認ください。

マイナポータル連携可能な控除証明書等発行主体一覧

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/List.htm>



- 住宅ローン(借入金等特別)控除証明書・・・「e-Tax」（5ページへ）

右のQRコード又は次のURLから設定方法をご確認ください。

URL：<https://www.e-tax.nta.go.jp/kakunin/jukarituuchi.htm>

e-Tax
（電子通知等について）



A マイナポータル連携による取得 ② e-私書箱の場合

【手順3】手順2でマイナポータルと連携したサービスと保険会社等の連携設定を行います。

➤ 保険料控除証明書・年末残高証明書・小規模企業共済等掛金控除証明書（e-私書箱の場合）

保険会社等の「マイナポータル手続き」（保険会社等により名称が異なる）から連携設定を行います。

イ. 利用者登録

- (イ) 「マイナポータル手続き」の「利用申込み」から、メールアドレスを入力し、保険会社等からのメールを受領。
- (ロ) メールに記載されたURLにアクセスし、マイナンバーカードをICカードリーダーライター（又は対応スマートフォン）で読み取り本人確認。続いて、契約者確認のためにマイナンバーカードから契約者基本情報（氏名・住所・生年月日・性別）を読み取。
- (ハ) 契約している保険の証券番号等を入力し、利用申込。
- (ニ) 申込完了



※保険会社のHPより抜粋

ロ. e-私書箱連携

- (イ) 利用者登録完了メールに記載されたURLにアクセスし、「ログイン」をクリック。
- (ロ) マイナンバーカード読み取り。
- (ハ) e-私書箱へのログイン
 - ・「e-私書箱連携を行いますか？」のポップアップウィンドウで「はい」をクリック。
 - ・電子ポスト画面で「e-私書箱につなぐ」をクリック
 - ・e-私書箱ログイン画面で「すでにアカウントをお持ちの方はこちら」をクリックし、ログイン方法選択画面からログイン。
- (ニ) 企業連携同意にチェックを入れて、「連携」をクリックし、次に表示される画面で連携済サービスとなっていることを確認。

A マイナポータル連携による取得 ③ e-taxの場合【住宅ローン控除対象者】

【手順③】手順2でマイナポータルと連携したサービスと保険会社等の連携設定を行います。

▶ 住宅借入金等特別控除証明書（e-Tax）

【対象者】平成31年1月以降、新規に住宅借入金等特別控除の適用を受けることができる方で、マイナンバーカードなどの電子証明書を利用してe-Taxにより令和元年分以降の確定申告書を提出する方

【申請方法】電子証明書を利用して令和元年分以降の確定申告書を作成する際に、「（特定増改築等の）住宅借入金等特別控除額の計算明細書」等において、「控除証明書について、電子情報処理組織（e-Tax）による交付を希望する」欄を選択し、確定申告書とともにe-Taxで送信すること

※ただし、昨年住宅ローン控除を行っている場合は昨年の内容で事前に登録を行う予定です。

上記手順を実施後、オフィスステーション年末調整での申告時に「電子データを個別に取り込む」を「オン」にしてマイナポータルに連携（マイナンバーカードを利用した作業が必要）し、取り込みたい証明書を選択し、取り込みます。

年末調整2024 TOP

サンプル 一郎様

電子的控除証明書の取り込み (マイナポータル等の連携)

マイナポータルと連携する

マイナポータルと連携するとは

オフ

電子データを個別に取り込む

電子データを個別に取り込むとは

オフ

B 保険会社等のHPやマイページ等から取得

- 保険会社のウェブサイトで「お客様ページ」の開設が必要となることが多い
- ダウンロード時に、ご契約の情報（証券番号等）が必要になる可能性があるため、契約先の保険会社のHP等で手順を確認すること
- 控除証明書データ（XML形式）をダウンロードして、Web申告時にアップロードする

【手順1】 保険会社のウェブサイトアクセス

【手順2】 保険料控除証明書の電子発行を選択
（保険会社によっては、「保険料控除証明書の再発行」）
保険会社のウェブサイトの案内に従って保険料控除証明書をダウンロードします。

上記手順を実施後、オフィスステーション年末調整での申告時に「電子データを個別に取り込む」を「オン」にしてダウンロードしたファイルを選択し、アップロードします。

電子的控除証明書の取り込み
(マイナポータル等の連携)

電子的控除証明書等の取り込みをおこないます。
控除証明書等を電子データで申請することで入力の手間が省け
原本の提出が不要となります。
控除証明書等の提出が不要の方は、設定不要です。

④ 控除証明書等とは

マイナポータルと連携する

④ マイナポータルと連携するとは

オフ

電子データを個別に取り込む

④ 電子データを個別に取り込むとは

オフ